

## 審議会等の概要

審議会等の名称	川崎市建築等紛争調停委員会
根拠法令等	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例 第19条
設置年月日	平成8年4月1日
所掌事務	市長の付託に応じ紛争の調停を行うとともに、市長の諮問に応じ紛争の予防及び調整に関する重要事項について調査審議する。
委員数	9名以内
委員の構成	法律、経済、建築、都市計画、行政等の分野に関し優れた知識及び経験を有する者。
会議公開・非公開	非公開
非公開の理由	不服申立て等に係る会議のため、審議会等の会議の公開に関する条例第4条に該当。
事務局担当課	まちづくり局 総務部 まちづくり調整課 電話 044-200-2708 ファックス 044-200-0984
ホームページアドレス	